

重点方針 1

高齢者の焼死を防止する等火災予防対策の推進

重点施策 1 住宅用火災警報器の設置促進と焼死者防止対策

焼死者を防止するための「きめ手」として、住宅用火災警報器の設置が義務付けられました。

消防局では、平成17年11月に「京都市火災予防条例」を改正し、住宅用火災警報器の設置場所や維持の方法を定め、既存住宅については、平成23年5月31日までに設置していただくこととしています。地域の自主防災組織と連携し、住宅用火災警報器の共同購入をはじめ、各種広報活動を展開し、焼死者の防止を図ります。

1 高齢者等の防火安全対策の推進（市民安全課）

平成20年の火災による焼死者数16名のうち高齢者が11名と焼死者全体の69パーセントを占めています。特に75歳以上の高齢者は10名と高齢者全体の91パーセントを占めていることから、火災の犠牲になりやすい75歳以上の高齢者に対する防火安全指導を強化するとともに立入率を向上させ、防火アドバイザーとの合同による防火安全指導の実施などきめの細かい防火安全対策を推進します。

<取組目標>

高齢者等の防火安全対策等の充実

2 住宅用火災警報器の設置促進（予防部、市民安全課）

本市では、全国に先駆けて、住宅用火災警報器の地域ぐるみによる普及、購入に際しての市民の負担軽減、更には悪質訪問販売防止などを目的として、平成18年度に「地域力を活かした住宅用火災警報器設置促進事業」を立ち上げ、平成19年度以降は、共同購入する住宅用火災警報器の機種選定、取りまとめから設置に至るまで、自主防災会主体の取組を進めた結果、平成20年12月末現在における、本事業の利用世帯は、延べ9万世帯、設置個数も20万個を上回り、公営住宅管理者による設置、ガス会社などのリースによる設置、自動火災報知設備の設置世帯数等も加えると、市全体での設置率も60パーセントを超えたところです。

また、平成20年度からは、自主防災会の共同購入利用が少ない賃貸共同住宅の所有者や管理者向けの設置促進を強化しているところです。

しかしながら、設置猶予期間の平成23年5月31日まで残すところ2年余りとなり、設置率100パーセントを目指すために、平成21年度以降はこれまでの取組に加えて、未設置世帯に対する設置指導を強化して、住宅火災の減少と火災による死者の撲滅を図ります。

<取組目標>

住宅用火災警報器未設置世帯に対する指導の強化

地域力を活かした住宅用火災警報器の設置促進

賃貸共同住宅に対する住宅用火災警報器の設置促進

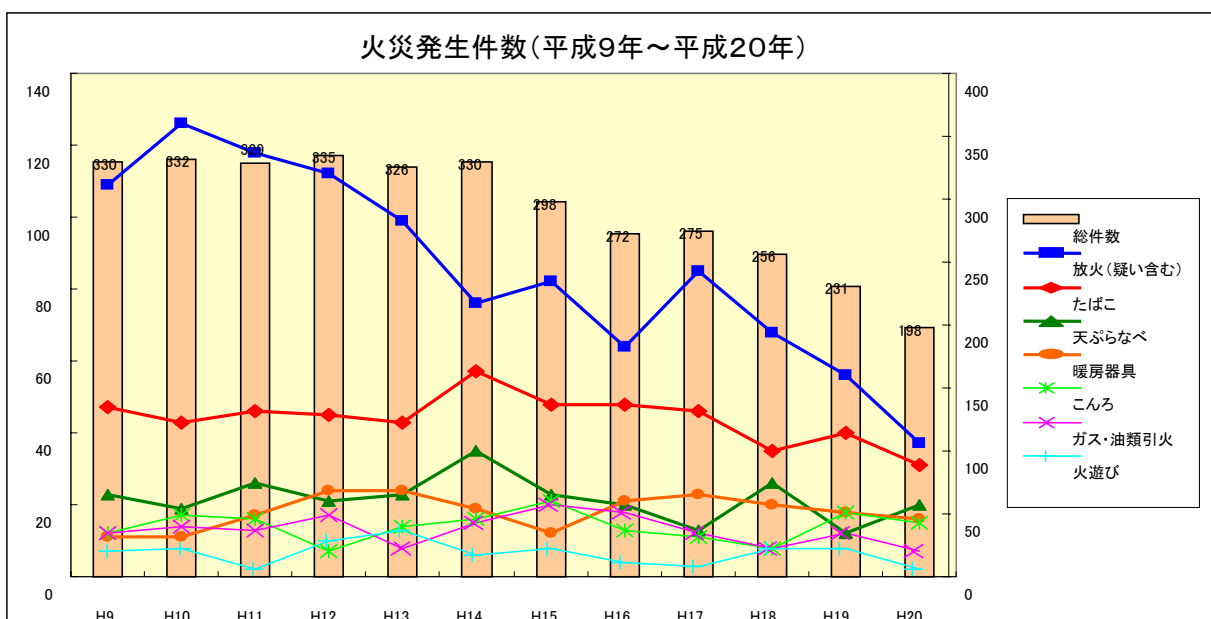
重点施策 2 火災件数220件以下の定着に向けた取組の推進

「京都市基本計画」において、「火災件数を平成22年（2010年）に220件にまで減少させる」という数値目標を掲げ、各消防署の実情に応じた取組計画を樹立し、火災減少に取り組んだ結果、平成20年の火災件数は198件となり、京都市基本計画に掲げた目標を達成することができました。

平成21年は、取組期間の最終期に入り、年間の火災件数220件以下を定着させるため、市民と

事業所、消防職員、消防団員が一丸となって、具体的な対策を講じて火災減少への取組を推進します。

○過去5年間の原因別火災件数の推移(主なもの)



3 火災件数220件以下の定着に向けた第4期取組の推進(予防部, 市民安全課)

平成20年の火災件数は198件で、年間の火災件数を220件まで減少させるという数値目標を2年も早く達成できただけでなく、京都市消防局が発足して以来、最も少ない件数となりました。これは、地域の住民、事業所や消防団と一体となって防火に関する取組を実施した成果です。

第4期取組においても、平成13年から取り組んできた火災件数220件以下を目指す取組を継続し、定着させることにあります。これを実現させるため、火災原因の上位を占める放火火災の減少を図ることはもとより、建物火災の約70パーセントを占める住宅火災の主な原因であるたばこ火災、天ぷらなべ火災、暖房器具火災などについても減少を図っていきます。

<取組目標>

消防署ごとの第4期取組計画に基づく取組の推進

放火火災防止対策の推進

防火見回り活動の推進

4 火災予防に連動した火災調査体制の強化(調査課, 研究課)

近年のエコ社会に対応する新たな代替エネルギーの開発や、技術改良の進歩は目覚しく、新たな機器の登場など今まで以上に鑑識能力の向上が必要となっています。

現場鑑識を含めた鑑識業務については、調査課と研究課がタイアップして各署への指導を行っていますが、職員の大量退職時代を迎えて鑑識技術の伝承を効果的に行うためには、各署において鑑識等の指導を中心となって担当する職員の確保を図ることが重要であることから、各署における鑑識員の育成と関係資料の整備等の体制強化を行います。

<取組目標>

調査員の能力向上

重点施策3 事業所の防火安全対策の推進

市民に安心・安全を提供するため、不特定多数の市民が利用する施設、事業所に対する違反是正指

導を強力に推進していきます。

危険物施設については、老朽化の進んでいる施設及び出火危険の高い事業所に対する査察や違反是正を通じて、危険物に係る事故の発生防止を図ります。

また、消防法施行令の一部改正により、平成21年4月1日から消防用設備等がそ及する社会福祉施設等の防火対象物の関係者に設置指導を行います。

5 消防法令違反是正の促進（予防部）

1 特定防火対象物等の違反是正

重大法令違反の対象物の違反是正状況を把握し、関係者に違反是正の意思がないと認められるときは、時機を失することなく措置命令等を積極的に発動し、利用する市民の安全を確保するとともに、報道関係機関に積極的に情報提供を行うことにより、違反是正の促進を図ります。

2 重点査察対象物の査察

- (1) 宿泊、就寝施設等を有する防火対象物に対する査察を実施し、宿泊客等の安全を確保します。
- (2) 改正消防法等により新たに自衛消防組織の設置を要する防火対象物に対する査察を実施し、法令基準に適合させます。
- (3) 防火対象物定期点検報告が義務となる防火対象物（収容人員300人以上）に対する査察を実施し、当該定期点検報告が未報告の防火対象物に対して違反是正を図るとともに、防火点検済証等の掲示について指導します。

3 防火対象物定期点検報告の報告率の向上

防火対象物定期点検報告制度に基づく点検報告義務違反の是正促進に向けた研究会等を局が主体となり実施します。

<取組目標>

特定防火対象物等の違反是正

重点査察対象物の査察

防火対象物定期点検報告の報告率の向上

6 危険物施設等における安全対策の推進（予防部）

全国的にみると危険物施設に係る火災・漏えい事故が増加しています。京都市内においても施設の老朽化による事故発生危険が潜在しており、特に地下タンク及び地下埋設配管を有する危険物施設の老朽化による流出事故の発生が危惧されています。また、低引火点等の危険物を取り扱う事業所等における施設の老朽化や、熟練技術者の減少による出火危険の増大が懸念されているところです。

このような危険物に起因する事故の未然防止を図り、事業所に対する指導を徹底するため、危険物業務の新執行体制のもとで、危険物施設等における安全対策を推進します。

<取組目標>

定期点検実施指導の推進

低引火点危険物を取り扱う事業所に対する査察

製造所等に対する局査察

7 消防法施行令の一部改正に伴う社会福祉施設等のそ及対象物の指導（予防部）

平成18年1月8日に長崎県大村市の認知症高齢者グループホームで発生した火災等を踏まえ、平成19年6月13日付けで消防法施行令の一部改正が公布されたことにより、認知症高齢者グループホーム等の社会福祉施設に対する消防法令上の規制が強化され、平成21年4月1日から施行されま

す。

昨年度は、消防用設備等がそ及する社会福祉施設等の実態把握を行い、新（6）項口に該当する防火対象物を特定しましたので、今年度からは、新（6）項口の関係者に対し、そ及する消防用設備等の設置指導を行います。

○ 消防用設備等に係る消防法施行令の一部改正の概要

改正項目	改正前の基準	改正後の基準	施行期日
消火器	延べ面積 150㎡以上	すべて	新築 平成21年4月1日 既存 平成22年4月2日から義務
スプリンクラー設備	延べ面積 1,000㎡以上	延べ面積 275㎡以上	新築 平成21年4月1日 既存 平成24年4月1日から義務
自動火災報知設備	延べ面積 300㎡以上	すべて	
消防機関へ通報する 火災通報設備	延べ面積 500㎡以上	すべて	

<取組目標>

認知症高齢者グループホーム等の社会福祉施設へのそ及指導

重点施策4 文化財の防火安全対策の推進

貴重な文化財を火災から守るために、文化財所有者、近隣住民、文化財関係機関等との間での協力体制や、火災発生時の通報体制について検討し、我が国を代表する文化観光都市・京都を守る消防として、文化財施設に対する防火安全対策の一層の充実を図ります。

8 文化財施設に対する防災施設の充実強化（予防部）

文化財保護法、京都市文化財保護条例又は京都府文化財保護条例により指定された建造物又は美術工芸品が所在する対象物等において火災が発生した際、その被害を最小限にとどめるため、文化財自動火災通報装置等の設置による早期通報体制を整備します。また、文化財社寺の多くは広大な敷地に木造建物が建ち並ぶ一方、信仰の場であることから誰もが自由に入出りできるように境内が開放的であるなど、放火されやすい環境にあるため、火災原因の大半を占める放火による火災を防ぐため、炎センサー等の設置など放火火災防止対策の指導を強化します。

<取組目標>

文化財自動火災通報装置の設置促進

文化財施設の放火火災防止対策の推進

9 文化財市民レスキュー体制の充実強化（予防部）

「文化財市民レスキュー体制」の構築については、当初目標の200対象物を平成15年度末に達成し、現在、235対象物で体制が構築されています。

DIGの手法を用いた「文化財レスキュー災害図上訓練」の実施等を通じて各文化財市民レスキュー体制のレベルアップを図り、自主的、自立的な活動となるよう継続した育成指導を行います。

<取組目標>

文化財レスキューリーダー研修及び訓練等による育成指導等